

第 1025 回 高知市教育委員会 9 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 9 月 30 日(火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 市教委第 46 号 議席の決定について

日程第 2 会議録署名委員の指名について

日程第 3 市教委第 47 号 教育長の選任について

日程第 4 市教委第 48 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
報告

教育長職務代理者専決処分

○ 第 410 回高知市議会定例会に提出した決算認定議案について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舛 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	松 下 整
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1025 回 高知市教育委員会 9 月定例会 議事録

1 平成 20 年 9 月 30 日(火) 午後 4 時 02 分～午後 4 時 16 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 02 分

澤田委員長

ただいまから、第 1025 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

はじめに、日程第 1 市教委第 46 号「議席の決定について」ですが、松原委員が 5 番委員ということでよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 46 号については、そのように決定いたします。

次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝淵委員さん、お願いいたします。議案審査に移ります。

まず、日程第 3 市教委第 47 号「教育長の選任について」を議題とします。昨日第 410 回定例会におきまして、松原和廣氏の教育委員会委員選任につきまして全会一致で市議会の同意が得られ、本日 9 月 30 日付けで市長から松原氏が委員に任命されました。

そこで、9 月 3 日の故吉川明男氏のご逝去に伴い現在空席となっております教育長の職に、松原氏を選任したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。それでは、松原和廣氏を教育長に任命することとし、市教委第 47 号については、そのように決しました。

ここで一旦休憩いたします。

休憩 午後 4 時 04 分

※ 松原委員に対し、委員長から教育長としての辞令交付

再開 午後 4 時 06 分

澤田委員長

それでは、再開いたします。

引き続き議案審査を行います。日程第 4 市教委第 48 号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

議案書の 4 ページをご覧くださいと思います。日程第 4 「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」でございます。内容は、高知商業高等学校の事務職員に担当主幹を配置するものでござ

います。担当主幹は、課長補佐級でございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。7ページの新旧対照表の第10条第3項の新的の方をご覧いただきたいと思います。事務長の次に担当主幹を置くこととしております。担当主幹を配置する理由でございますが、本年4月に配属しました高知商業高等学校の事務長が、4月からこの12月まで病気療養のためお休みになるということでございまして、長期にわたり管理職が不在となります。高知商業高等学校につきましては、事務職の管理職は事務長1人でございます。そういうことで管理職不在となりますことや、校長の方からも強い要請もございまして、暫定の対応といたしまして課長補佐級の職員の担当主幹を配置することといたしました。

なお、実際の対応でございますが、市長部局や教育委員会の中で人の手配をしようとしたしましたが、常勤職員の配置は困難ということとなりましたことから、総務課課長補佐に10月から12月までの間、高知商業高等学校の管理担当主幹を兼務させることといたしました。そのほかにも若干改正がございまして、これらはこれまでの人事異動の際に、規定整備が抜かっておりましたものを併せて改正するものでございます。

説明は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

附則のところで「平成19年4月1日から」と遡って適用するとなっておりますが、これは何ですか。

総務課長

第7条第2項の改正と第10条第3項の改正規定中の一部について、厳密に言えば、本来平成19年4月1日に改正をしておかなければいけないものですが、このときに改正が抜かっておったと考えます。しかしながら、その規定改正によって不利益を与えるものではございませんので遡及して適用させていただきたいと思っております。

澤田委員長

ほかにございませんか。

ほかにご意見もないようですので採決に移ります。

市教委第48号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第48号については、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項に移ります。「教育長職務代理者専決処分の報告について」、事務局からの説明後、質疑を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

追加の資料をお配りさせていただきたいと思います。

それでは説明をさせていただきます。先月の定例会で速報として説明をさせていただきました平成19年度決算認定議案の中の教育費に係るものの報告でございます。

議案書の11ページをご覧いただきたいと思います。11ページの教育費歳出決算総括の表でございますが、平成19年度は、予算額104億6,544万8,000円に対しまして、決算額93億155万1,000円でございます。平成18年度と比較いたしますと、比率で96パーセント、金額では3億9,006万6,000円の減となっております。

減となった理由でございますが、次の12ページをご覧いただきたいと思います。これは、平成19年度の決算額の前年度に対する主な増減の内容をまとめたものでございますが、この表の2小学校費の欄

をご覧くださいと思います。この中の第六小学校の屋内運動場とプールの改築事業費の減が主な内容でございます。これは平成 18 年度に行いました第六小学校の屋内運動場とプールの改築事業が完了しましたことから、その事業費の 4 億 1,940 万 1,000 円が 19 年度に減となったものでございます。

続きまして、11 ページにお戻りいただきしたいと思います。翌年度の平成 20 年度への繰越額の欄がございますが、繰越額は 6 事業で 6 億 5,827 万 5,000 円となっており、前年度とほぼ同額でございます。その大半は、学校施設の耐震化事業など国の補正予算に対応したことなどによる繰越しでございます。

次に不用額でございますが、これは予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものでございますが、この不用額は 5 億 562 万 2,000 円となっておりまして、18 年度と比べますと約半分となっております。不用額の主な内容を申し上げますと、教育関係施設の整備工事の競争入札によります請負差額ですとか、施設管理の節電、節水などの経費削減努力によるものが主なものでございます。この不用額は、市の財源として充当されていくこととなります。

次に執行率ですが、これは決算額を予算額で割ったものでございますが、この執行率は 88.9 パーセントとなっておりますが、20 年度への繰越額を含めると 95.2 パーセントとなります。

次に教育費決算額の一般会計決算額に占める割合ですが、一般会計決算額は 1,306 億 3,530 万 8,000 円でございますが、一般会計に占める割合は 7.1 パーセントでございました。なお、18 年度は 7.4 パーセントでございました。

次に平成 19 年度事業の成果の主なものにつきましては、先ほどお手元に配布させていただきました平成 19 年度主要施策成果報告書に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

なお、この決算の認定議案につきましては、昨日の市議会本会議において賛成多数で認定されたことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

澤田委員長

ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 16 分